

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起（その7）

令和2年3月16日  
在スウェーデン日本国大使館

### 【ポイント】

- スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。
- 3月16日、外務省から、スウェーデンを含む欧州の複数の国に対してレベル2の感染症危険情報が発出されました。
- スカンジナビア航空（SAS）は、16日から再開の条件が整うまで商用航空の大部分を一時停止することを決定しました。

### 【本文】

1 スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。

**3月16日現在の感染者数の累計は1059名**です。

公衆衛生庁ホームページ（感染者数等）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/smittskydd-beredskap/utbrott/aktuella-utbrott/covid-19/aktuellt-epidemiologiskt-lage/>

2 3月16日、外務省から、スウェーデンを含む欧州の複数の国に対してレベル2の感染症危険情報が発出されました。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2020T061.html#ad-image-4](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T061.html#ad-image-4)

「レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）」の感染症危険情報の発出の目安は以下のとおりです。

特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

3 スカンジナビア航空（SAS）は、16日から再開の条件が整うまで商用航空の大部分を一時停止することを決定しました。運行状況については、同航空会社のホームページ等より最新情報を入手するなど十分注意してください。

4 スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、定期的な手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、なるべく人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励

行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。

5 スウェーデン公衆衛生庁は、鼻水、咳又は熱の症状があり体調が悪いと感じる人はその症状が治った後の2日間を含む期間、自宅に留まり他の人と接触しないよう呼びかけます。症状が悪化したり、治癒しない場合には1177番（スウェーデン医療相談窓口）へ電話し指示を受けてください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/aktuell/nytt-coronavirus-2019-ncov/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○感染症情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

（問い合わせ先）

○在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp/

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願い致します。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>